

令和7年度 第2回 蕨市介護保険運営協議会 議事録

日時	令和8年3月5日(木) 午後1時30分～2時30分
場所	蕨市役所 4階 大会議室
出席委員(敬称略)	
会長	濱口 豊太 佐原 勝治 西牧 修也 服部 浩子 鈴木 陽子 熊谷 修作
事務局:健康福祉部 健康長寿課	
部長	福田 望 課長 加藤 晶大 課長補佐 平井 典子
係長	瀬口 香織 係長 村山 雄輝 主事 奥墨 夏生
傍聴者 なし	
<p>会議次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 会長あいさつ 3. 議 題 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険特別会計予算(令和7年度補正・令和8年度当初)について ・蕨市介護保険条例の一部改正について 4. 閉 会 	
<p>配布資料</p> <p>「資料1-1」介護保険特別会計予算の概要(対前年度比較)</p> <p>「資料1-2」介護保険特別会計予算の概要(対前年度比較)</p> <p>「資料2」令和7年度3月補正予算・令和8年度当初予算</p> <p>「資料3」第9期計画における介護保険給付の見込み</p> <p>「参考資料」令和7年度税制改正に伴う介護保険制度の対応について</p>	

「参考資料」介護職員等処遇改善加算の拡充①②③

議事録

1. 開 会	
2. 会長あいさつ	<p>皆さまこんにちは。本日は蕨市介護保険運営協議会にお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日の追加資料にもあります介護処遇改善について、シルバー産業新聞でも厚生労働大臣への取材として取り上げられていました。当初予算として1920億円ほどの処遇改善に対する予算が計上され、今年の6月の介護報酬改定に狙いを定めたと記載されておりました。</p> <p>また、人に対する処遇改善だけでなく、人材不足からICTやロボットの活用も考えられています。</p> <p>委員の皆さまから市民の声を市政に届けていきますので、どうぞよろしく願いいたします。</p>
3. 議題 介護保険特別会計 予算について	<p>・介護保険特別会計予算(令和7年度補正・令和8年度当初)について 資料1～3により事務局から説明の後、質疑応答</p>
委 員	<p>先程の説明で2027年を待たずに、2026年6月に介護報酬改定を行うということで、これは人材不足や物価高騰などが要因ではないかと考えてます。</p> <p>また、介護業界の倒産件数が増加してきています。そのため、近隣自治体に遅れを取っている地域区分に関しても、前向きに検討していただきたいと思います。</p>
会 長	<p>地域区分は市で決められるものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>3年に1回の計画策定の時に国から照会が来て、最終的に市で判断することになります。来年度の初め頃にはある程度決まっていくと思います。</p>
会 長	<p>資料1-1と資料1-2に関して、歳入歳出それぞれの前年比は、毎年6%程度なののでしょうか。</p>
事務局	<p>以前より、伸び率は高くなっています。</p> <p>計画と比較して、要支援の方は少なく、要介護2と3の方が非常に多くなっています。その要介護2と3の方が訪問介護、訪問看護、通所介護という介護給付の中で多くの割合を占めるサービスを使うので、全体として伸び率が高くなっています。</p>
会 長	<p>高額介護サービス費の上限額は一人当たりどのくらいでしょうか。</p>
事務局	<p>生保受給者は、15,000円。非課税世帯で所得が80万円以下の方は、世帯で24,600円、個人で15,000円と、段階的に上限額があります。最も上限額が高いもので、課税世帯で課税所得690万円以上の方になり、140,100円となります。</p>
蕨市介護保険条例	<p>・蕨市介護保険条例の一部改正について事務局から説明の後、質疑</p>

の一部改正について	応答
会 長	今まで税金を納めていたが、税制改正により、税金を納めなくなる方が出てくるということでしょうか。
事務局	市民税に係る控除額が10万円引き上がったことにより、今まで課税だった方たちが非課税になります。そうすると、介護保険料段階は住民税の課税状況や合計所得に基づいて設定しているため、保険料段階が下がる方が出てきます。介護保険に関しては、第9期計画で設定した保険料収入に影響を及ぼしてしまうので、計画期間中の令和8年度は税制改正の影響を遮断する措置が講じられます。
委 員	処遇改善加算を取得するのは難しいことなのでしょうか。1人ケアマネの場合、難しいだろうとケアマネ内でも話をしています。
事務局	現在の処遇改善加算の取得件数に関して、市ですぐに把握できるのが地域密着型サービス事業所分になってしまいますが、大半の市内事業所は加算をとっている状況です。 今回、新たに居宅介護支援事業所も加算の対象になりましたが、国も加算算定にあたって要件を定めているところです。市としても、皆さんに取得できるように支援していきたいと考えております。
4. 閉 会	